

# 砂防ボランティア全国連絡協議会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、砂防ボランティア全国連絡協議会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を新宿区払方町27番地6 KSアクスに置く。

TEL 03-5228-2431 FAX 03-5228-2434

## 第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 本会は、各砂防ボランティア協会相互間の連絡、情報交換を行い、砂防ボランティアの活動を円滑に実施することを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1) 砂防ボランティア協会活動の連絡・調整
- 2) 斜面判定士の認定
- 3) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

## 第3章 構成団体

(構成団体)

第5条 本会の構成団体は、各砂防ボランティア協会等とする。

## 第4章 役員及び職務

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長  
事務局長

(選任)

第7条 会長は、連絡協議会において選任する。

(職務)

第8条 会長は、本会の会務を総理し、会議を招集する。

- 2 事務局長は、本会の事務を執行する。

## 第5章 連絡協議会

(開催)

第9条 連絡協議会は必要に応じ開催する。

(議長)

第10条 連絡協議会の議長は、会長または会長が指名するものがこれを行う。

## 附 則

1. この会則は、平成9年6月2日から施行する。
2. 事務局は、平成12年5月29日より、千代田区平河町2-7-4 砂防会館 別館6階に置く。  
電話番号及びFAX番号も同日より、下記のとおり変更する。  
TEL 03-5216-5872 FAX 03-3262-2202
3. 平成13年7月1日より、事務局の電話番号及びFAX番号を下記のとおり変更する。  
TEL 03-5216-5871 FAX 03-3262-2201
4. 平成24年6月29日より、第5条に次の事項を追加する。  
「2 第3条（目的）に賛同し本会への入会を希望するものは、会長にその旨を申し出て（事務局経由）、会長の承認を得るものとする。」